

省

令

告

示

○文部科学省令第四十九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十八条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

文部科学大臣 末松 信介

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第四百四十六条 学校教育法第八十八条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条第一項、専門職大学設置基準第二十八条第一項、短期大学設置基準第十七条第一項若しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第一項に規定する科目等履修生（第六十三条の二において「科目等履修生」という。）又は大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項若しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第二項に規定する特別の課程履修生（いずれも大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項、専門職大学設置基準第二十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第二十三条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。</p>	<p>第四百四十六条 学校教育法第八十八条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条第一項、専門職大学設置基準第二十八条第一項、短期大学設置基準第十七条第一項若しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第一項に規定する科目等履修生（第六十三条の二において「科目等履修生」という。）又は大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項若しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第二項に規定する特別の課程履修生（いずれも大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（同法第九十条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項、専門職大学設置基準第二十六条第一項、短期大学設置基準第二十三条第一項又は専門職短期大学設置基準第二十三条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。</p>

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○中央選挙管理会告示第二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和三年十月二十九日

中央選挙管理会委員長 宮里 猛

参議院名簿届出政党等の名称

当選人の住所

当選人の氏名

自由民主党

鳥取県鳥取市西町三丁目四一四番地

竹内 功

○法務省告示第二百一十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和三年十月二十九日

法務大臣 古川 禎久

認証紛争解決事業者の名称

福井県社会保険労務士会

変更前の住所

福井県福井市大手三丁目七番一七番一三階

変更後の住所

福井県福井市大手三丁目七番一七番一七階

変更年月日

令和三年八月二十四日

○外務省告示第三百三十四号

令和二年九月二十一日にチュニリスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成二十四年一月二十五日付けの交換公文に従ってチュニジア高速道路会社に供与されることになったガバース・メドニン間マグレフ横断道路整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がチュニジア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により令和三年九月二十八日まで延長される旨の口上書の交換が、チュニジア共和国政府との間に行われた。

令和三年十月二十九日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第三百三十五号

令和二年十月六日にチュニリスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成二十四年一月二十五日付けの交換公文に従って水資源開発公社に供与されることになった地方都市給水網整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がチュニジア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により令和五年九月十一日まで延長される旨の口上書の交換が、チュニジア共和国政府との間に行われた。

令和三年十月二十九日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第三百三十六号

令和二年二月十九日にラバトで、円借款の供与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の平成二十三年七月二十九日付けの交換公文に従って国営水道公社に供与されることになったフェズ・メクネス地域上水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間が国営水道公社と独立行政法人国際協力機構との間の合意により令和五年二月二十三日まで延長される旨の口上書の交換が、モロッコ王国政府との間に行われた。

令和三年十月二十九日

外務大臣 茂木 敏充